

愛媛県建築物耐震評価部会規約

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県建築物耐震評価部会（以下「評価部会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 評価部会は、愛媛県建築物耐震改修促進連絡検討会（以下「連絡検討会」という。）規約第8条の2の規定に基づき、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会及び一般社団法人愛媛県中小建築業協会が共同で開催するものとし、既存建築物の耐震診断及び改修耐震診断の適正な評価を行うことにより、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(事務局)

第3条 評価部会の事務局は、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会に置く。

(事 業)

第4条 評価部会は、連絡検討会会員の所管する補助事業の一環として実施した木造住宅の耐震診断及び改修耐震診断に係る評価依頼があった場合、その評価を行う。

(評価部会の組織及び部会員の構成)

第5条 評価部会の部会員は、開催者である各団体に所属する構造関係識者で構成し、その数は10名以内とする。

2 評価部会の部会員は、開催者である各団体の推薦により、連絡検討会会長が任命する。

3 部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

4 評価部会には、原則として部会長1名、副部会長1名を置くものとし、それぞれ部会員の互選により選出する。

(評価部会の開催)

第6条 部会長は、必要に応じて部会を招集する。

2 評価部会は、正副部会長1名以上と部会員を加え総数3名以上で開催することができる。

(耐震診断評価等依頼)

第7条 木造住宅の耐震診断評価（調査時点における対象住宅の耐震性に関する評価をいう。以下同じ。）依頼は、木造住宅耐震診断結果報告書評価依頼書（別記

様式1)に、連絡検討会「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に規定する木造住宅耐震診断結果報告書1部を添付して行う。

- 2 木造住宅の改修耐震診断評価(耐震改修終了時点における対象住宅の耐震性に関する評価をいう。以下同じ。)依頼は、木造住宅改修耐震診断結果報告書評価依頼書(別記様式3)に、改修計画書(別記様式4)1部及び木造住宅改修耐震診断結果報告書1部を添付して行う。
- 3 木造住宅の段階的改修耐震診断評価(上部構造評点のうち最小の値が0.7以上1.0未満の耐震改修及び耐震改修終了時点における対象住宅の耐震性に関する評価をいう。以下同じ。)依頼は、木造住宅段階的改修耐震診断結果報告書評価依頼書(別記様式3')に、改修計画書(別記様式4')1部及び木造住宅段階的改修耐震診断結果報告書1部を添付して行う。
- 4 前2項の木造住宅の改修耐震診断評価依頼及び段階的改修耐震診断評価依頼について、第1項の耐震診断評価を受けていない場合は、木造住宅耐震診断結果報告書も添付して行う。

(耐震診断評価基準等)

第8条 耐震診断評価、改修耐震診断評価及び段階的改修耐震診断評価は、マニュアル、一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」その他これらと同等と認められる一般診断法又は精密診断法を基準として行う。

- 2 耐震診断評価、改修耐震診断評価又は段階的改修耐震診断評価は、それぞれ木造住宅耐震診断結果報告書、改修計画書及び木造住宅改修耐震診断結果報告書又は段階的改修耐震診断結果報告書の記載事項について、前項の診断法に基づき適正に実施されたものであるかについて評価を行う。

(受 付)

第9条 第7条に示す木造住宅耐震診断結果報告書評価依頼書又は木造住宅改修耐震診断結果報告書評価依頼書の受付は、評価部会事務局が行う。

- 2 評価部会事務局は、提出された書類を確認のうえ受理する。

(評価手数料)

第10条 評価依頼者は、評価手数料として、1棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき別表に定める額を、前条第1項の提出時に評価部会事務局へ納入しなければならない。

- 2 納入方法は、現金若しくは銀行振込(振込手数料は評価依頼者の負担)とする。

(評価の報告)

第11条 評価部会は、評価業務終了後すみやかに木造住宅耐震診断結果報告書評価証(別記様式4)又は木造住宅改修耐震診断結果報告書評価証(別記様式5)を

作成し、評価依頼者に木造住宅耐震診断結果報告書又は木造住宅改修耐震診断結果報告書 1 部とともに送付しなければならない。

(評価の依頼の取り下げ)

第11条の2 評価依頼者は、評価証の交付前に、評価依頼取り下げ届（別記様式6）により、評価依頼の取り下げを届け出ることができる。

2 評価部会は、評価依頼に係る診断が耐震診断評価基準に適合しないことを認めたとき、又は同基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を評価依頼者に交付することができる。

3 前2項における評価手数料の扱いは第11条の3による。

(評価手数料の返還)

第11条の3 部会事務局が収納した手数料（評価依頼書の受付後のものに限る）は返還しないものとする。ただし、部会の責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第12条 評価部会の部会員は、当該住宅の検討事項に関して知り得た情報を評価依頼者の承認を得ないで第三者に漏洩・公表してはならない。

(経費の支弁)

第13条 この規定による評価部会に要する費用は、評価依頼者により支払われる評価手数料の収入により支弁する。

(会計事務)

第14条 評価手数料の受領及びその他の必要な会計事務は、事務局において行う。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、評価部会の運営に関する必要な事項は、各部会員の検討により、その都度決定する。

附 則

この規約は、平成23年 7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年 5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年 3月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 6月 4日から施行する。

附 則

この規約は、令和２年 ４月 １日から施行する。

附 則

この規約は、令和７年 ４月 １日から施行する。

附 則

この規約は、令和８年 ７月 ８日から施行する。

別表

区 分	金額（税込み）
木造住宅の耐震診断評価手数料	８，０００円
木造住宅の改修耐震診断評価手数料 （耐震診断評価を受けている場合）	２４，０００円
木造住宅の改修耐震診断評価手数料 （耐震診断評価を受けていない場合）	３０，０００円
木造住宅の段階的改修耐震診断評価手数料 （耐震診断評価を受けている場合）	２４，０００円
木造住宅の段階的改修耐震診断評価手数料 （耐震診断評価を受けていない場合）	３０，０００円
木造住宅の改修耐震診断再評価手数料	１５，０００円
木造住宅の段階的改修耐震診断再評価手数料	１５，０００円